

定 款

フジテック株式会社

令和4年6月23日変更

# フジテック株式会社 定款

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条(商 号)

当会社の商号は **フジテック株式会社** と称し、英文では **FUJITEC CO.LTD.** と記す。

### 第 2 条(目 的)

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) エレベータ、エスカレータ、動く歩道、その他の昇降機・電気輸送機ならびにこれらの部材・機器の製造、販売、据付、改修、修理、保守点検および監視制御
- (2) 建築工事・機械器具設置工事、その他の建設工事の設計、施工および監理
- (3) 各種ビルの設備監視、保安・警備、清掃および管理
- (4) 労働者派遣事業
- (5) 不動産賃貸業
- (6) ショールーム・スポーツ施設・カルチャー施設・宿泊施設・教育研修施設・駐車場・飲食店・売店等の運営および管理
- (7) 発電および売電に関する事業
- (8) 前各号に付帯関連する物品の販売・輸出入および役務の提供
- (9) 前各号の事業に関する技術、ノウハウの研究、開発、指導および実施許諾
- (10) 前各号に付帯関連する一切の業務

### 第 3 条(本店の所在地)

当会社は、本店を滋賀県彦根市におく。

### 第 4 条(公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

- ②当会社は、会社法第440条第4項の規定により、計算書類(貸借対照表および損益計算書)の公告を行わない。

## 第 2 章 株 式

### 第 5 条(発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は3億株とする。

### 第 6 条(自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### 第 7 条(単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

### 第 8 条(単元未満株式についての権利)

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

### 第 9 条(株式取扱規則)

当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

### 第 10 条(株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人をおく。

- ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備えおき、その他の株主名簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

### 第 3 章 株 主 総 会

#### 第 11 条(株主総会の招集)

当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

②当会社の株主総会は本店所在地、その隣接地、大阪市または茨木市において開催する。

#### 第 12 条(定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

#### 第 13 条(総会の議長)

当会社の株主総会の議長は社長がこれに当る。

②社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代る。

#### 第 14 条(決議の方法および定員数)

当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

#### 第 15 条(議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に差出さなければならない。

#### 第 16 条(電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第 4 章 取締役および取締役会

### 第 17 条(取締役会の設置)

当社は取締役会をおく。

### 第 18 条(取締役の員数)

当社の取締役は 11 名以内とする。

### 第 19 条(取締役の選任方法)

当社の取締役は株主総会で選任する。

- ②前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- ③取締役の選任については累積投票によらないものとする。

### 第 20 条(取締役の任期)

当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

### 第 21 条(取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

- ②当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

### 第 22 条(取締役会の招集および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定める取締役が招集し、その議長となる。

- ②前項に定める取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。
- ③取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ずこれを開くことができる。

### 第 23 条(代表取締役および役付取締役)

当社の代表取締役は社長とし、社長は会社を代表してその業務を統轄する。ただし、取締役会の決議をもってその他の役付取締役中から代表取締役若干名を選定することができる。この場合、代表取締役はおのおの会社を代表する。

- ②取締役会は、その決議によって、取締役中から取締役名誉会長、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。

第24条(取締役会規定)

取締役会における決議事項、その他一切の細部事項に関しては取締役会で定める取締役会規定による。

第25条(取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。

## 第5章 監査役および監査役会

第26条(監査役および監査役会の設置)

当会社は、監査役および監査役会をおく。

第27条(監査役の員数)

当会社の監査役は4名以内とする。

第28条(監査役の選任)

当会社の監査役は株主総会で選任する。

- ②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- ③当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- ④前項の補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第29条(監査役の任期)

当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。ただし、前条第3項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできないものとする。

第30条(監査役会の招集)

監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までにこれを発する。ただし、監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ずこれを開催することができる。

第 31 条(常勤監査役)

監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

第 32 条(監査役会規定)

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規定による。

第 33 条(監査役の報酬等)

監査役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。

## 第 6 章 会 計 監 査 人

第 34 条(会計監査人の設置)

当会社は、会計監査人をおく。

第 35 条(会計監査人の選任方法)

会計監査人は、株主総会で選任する。

第 36 条(会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第 7 章 計 算

第 37 条(事業年度)

当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第 38 条(剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第 39 条(中間配当)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。



#### 第 40 条 (配当金の除斥期間等)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

②配当財産が金銭である場合は、支払の配当には利息を付さないものとする。

#### 附 則

##### 第 1 条

変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。

②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。

③本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。